

ブルガリアからの家きん肉等の輸入停止措置について

平成29年10月27日

今般、ブルガリアの商用あひる農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が確認されたことから、平成29年10月19日付けで、同国からの家きん肉等の輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

記

- 1 輸入停止措置の対象地域
ブルガリア全土

- 2 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、平成29年9月23日以前にと殺又は採卵されたものであり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであること（平成29年9月23日までに加工・梱包まで終了していることが必要）をブルガリア政府が証明しているものは除く。

- 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目
羽毛

ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラの発生地域以外から輸入される羽毛で、平成29年9月23日以前に生産され、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管及び輸送されたものであることをブルガリア政府が証明しているものは除く。